

養豚経営安定対策事業

1 事業の目的

養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を図る。

2 事業内容

四半期毎に粗収益と生産コストを算定（注）し、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付する。

（注）四半期終了時に計算（前の四半期に発動がなかった場合は通算）

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| （1）積立割合 | 生産者：国＝1：1 |
| （2）事業実施期間 | 平成30～32年度（3年間） |
| （3）補填金 | 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割 |
| （4）対象者 | 肉豚生産者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者） |

3 事業実施主体 養豚事業者

